

筑後市補助金等適正化に向けたガイドライン

令和3年4月26日

筑後市 総務部 財政課

1 策定にあたって

人口減少に伴う公共施設・インフラの維持更新問題や超高齢社会への対応など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化し、財政運営は年々厳しさを増しています。

これは本市においても例外ではなく、あらゆる分野において、限られた財源をより有効に活用することが求められています。

補助金等は、行政を補完し、公共の福祉を増進するうえで、有効な役割を果たすものですが、一方で恒常化しがちであり、また社会情勢の変遷に応じて、公益上の必要性や有効性が変化していきます。

本市では、平成 13 年度（第 3 次行政改革）、平成 19 年度・20 年度（第 4 次行政改革）において補助金の見直しを実施してきました。

現在、本市では、行財政健全化方針（平成 28 年度）及び同実施計画（平成 29 年度）に基づき、健全化の取組みを推進しており、その中の重点項目として、補助金及び負担金の見直しを実施することとしています。

今回、補助金等の見直しにあたり、補助金等検討委員会の提言を基に、補助金等が効果的・効率的かつ適正に執行されるよう、本ガイドラインを定めるものです。

2 補助金等の定義

(1) 補助金

補助金とは、特定の事業又は研究を行うものに対し、その事業若しくは研究を助成するため法令の規定に基づいて交付するもの、又は特定の事業若しくは研究が公益上必要ある場合にこれを助成するために交付するものです。

補助金の支出根拠として、地方自治法第 232 条の 2 において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要がなければ、地方公共団体が他の団体等に補助金を交付することはできません。

(2) 負担金

負担金とは、一般的には法令又は契約に基づいて国又は地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいいます。法令上特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出する場合等があります。例えば、県道整備事業等の市町村負担金がこれにあたります。

そのほか、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体を取り決められた費用を支出する場合があります。例えば、市が構成団体となっている一部事務組合、全国市長会をはじめ、〇〇振興協議会、〇〇推進協議会等に対する会費等がこれにあたります。

3 筑後市における補助金見直しの経緯

(1) 第3次行政改革実施計画による補助金見直し

第3次行政改革実施計画（平成11～13年度）に補助金総額の10%削減を掲げる。

補助金削減額（平成13年度） 11,930千円

(2) 第4次行政改革実施計画による補助金見直し

第4次行政改革実施計画に補助金総額の20%程度の削減を掲げる。

見直しにあたっては、一律削減ではなく、補助金のあり方や交付基準等について、補助金検討委員会（大学助教授、税理士、行政経験者、公募2人）により検討。

補助金削減額（平成19年度） 12,710千円

補助金削減額（平成20年度） 5,808千円

4 現状と課題

平成19年度・20年度に補助金等の大幅な見直しを行ってから、今年で11年目となります。前回の補助金検討委員会の最終提言において、(1) 補助金等交付基準の明確化、(2) 事業成果の検証、(3) 補助金等交付事務処理の整理の必要性が提言され、定期的な点検と見直しが求められていました。

市では、その後、補助の必要性及び効果等を検証できるよう、補助金交付規則及び補助金交付様式の改正や、補助対象経費及び補助率等を明確にするために個々の補助金交付要綱の改正等に努めてきました。また、毎年の予算編成において補助金等を点検し見直しに取り組んできました。しかし、提言後11年間における社会情勢や市民ニーズ等の変化を捉え、外部の視点から集中的に補助金等全体を見直す必要があります。また、補助事業の検証を更に明確にするため、事務事業評価と同様な成果指標に基づく評価導入等課題への対応が必要になっています。

平成31年度当初予算における補助金は、140件、総額774,778千円となっています。その補助金類型では、設立間もない等運営基盤の脆弱な団体に対し自立するまでの一定期間、運営を補助し団体の育成支援を行う運営費補助が全体の31.4%(44件)あり、開始から一定期間経過したものについて、事業費補助への転換等の検討が必要になっています。

また、補助開始から10年以上経過している補助金が全体の76.4%(107件)あり、補助の公益性が現状に即しているのか検証することが必要になっています。

5 見直し対象補助金等

(1) 補助金

平成31年度当初予算における補助金全てを見直し対象としますが、①市の例規において終期が設定されているもの、②施策見直しの中で検討されているものを除

外します。

(2) 負担金

平成 31 年度当初予算における負担金のうち、①支出の性質が補助的なもの、②交付先団体の繰越金が過大であるものを見直し対象とします。

【補助金の対象による分類】

対象	例
団体運営費補助	・ 出資団体、市も参画する公益活動を担う任意団体、NPO 等への人件費、事務所の維持管理費等への補助
個人・団体等の事業費・活動費補助	・ 交流・振興等に関するイベント ・ 団体の設置目的に即した事業・活動
公共施設・公共空間の設置・整備・維持に関する補助	・ 私道整備 ・ 水路維持 ・ 不法投棄等回収 ・ 緑化関連
市の施策推進に資する設備等の設置・維持に関する補助	・ 省エネ設備設置補助 ・ 生ごみ削減機器設置補助
利子・保証料・事業資金等補給	・ 借入金への利子補給 ・ 信用保証料の助成 ・ 起業支援補助金 ・ 企業投資補助金
誘致補助金	・ 定住促進補助金 ・ 企業誘致補助金
市も参加する公共団体で構成する組織の事業・活動の負担金	・ 近隣自治体等との連携により実施する事業の負担金

【補助金の制度及び財源による分類】

- 国・県の制度で義務（市の支出は制度内）：審査対象外
- 国・県の制度で任意（市の支出は制度内）：全て審査対象
- 国・県の制度で義務（市の支出は制度に上乗せあり）：「上乗せ」部分が審査対象
- 国・県の制度で任意（市の支出は制度に上乗せあり）：全て審査対象
- 市独自の制度：全て審査対象

6 補助金等の適正化に向けた基本方針

補助金等は、いったん補助をはじめると、社会情勢等が変化しても必要性の如何にかかわらず長期化することが多く、全体の公平性が失われることになりかねないため、定期的にその目的や要件等が時代に即したものであるかどうかを検証しなければな

りません。

当市が前回は行った補助金見直しでは、次の提言がなされました。

(1) 補助金見直し検討委員会指摘事項

- ① 補助金支出の適否を判断する「基本的な基準」を策定すること
- ② 補助の必要性や効果等について「評価・検証するシステム」を作ること
- ③ 事業成果の検証ができるようにすること
- ④ 「団体経理の適切さ」の視点での改善を行うこと
- ⑤ 市は、補助金に関して不断の点検と見直しを行うこと

今回市では、この提言を踏まえたうえで、補助金交付基準を次のとおり定めるとともに、外部評価委員会を立ち上げ、補助金の定期的な点検と見直しを実施することとします。

(2) 補助金交付基準

【別紙 1 参照】

(3) 筑後市補助金等検討委員会設置規則

【別紙 2 参照】

(4) 筑後市個別補助金審査要領

【別紙 3 参照】

7 その他の留意事項

本ガイドラインは、単に補助金の廃止や削減といった財政的な側面からのみ補助金等の見直しを行うものではなく、制度的な改善を行うことにより、透明性を高め、成果の検証等による効果的な見直しの仕組みづくりを目的としています。

【別紙 1】

補助金交付基準

内容	項目	説明
1 判 断 基 準	(1)事業の公益性	①事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ社会、経済情勢に合致していること。 ②地域や市民のニーズや課題を的確に捉えている。 ③団体、個人が行う事業の目的が公益性をもち、特定の者のみの利益をもたらすのではない。幅広く一般市民に利益をもたらすものである。
	(2)事業の効果性	①補助金の交付に対して効果を客観的に示すことができる。 ②補助の目的が明確で、事業内容はその目的を達成する手段として適当である。 ③まちづくり等の先進事例として波及効果や新たな展開が期待できる。
	(3)団体等の適格性	①団体等の会計処理及び使途が適切であること。 ・団体等の決算において、実質的に繰越金または剰余金等が補助金額の2分の1を超えていない。 ・団体等において適切な監査機能を有している。 ②団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。 ③団体等の経済的自立のための努力が図られていること。 ④補助事業者は公平に選定されていること。 ⑤市が事務局になっていないこと。
2 補 助 対 象 経 費	(1)補助金の妥当性	①補助対象事業、経費が明確で、補助金の充当費目は目的に沿っていること。 ②団体運営経費にかかる補助は原則事業費補助への転換をはかること (ただし、新規団体等に対する場合は除く)。 ③運営費や補助事業に直接関係ない経費、不適切な経費が含まれていない。 (交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等) 調査研究等に係る事業の内、直接事業に係わらない視察旅費は対象としない。 ④補助率は2分の1以内であること。2分の1を超える場合にはその必要性が明確であること。 ⑤金額10万円未満の零細な補助・負担でないこと。
3 期 間	(1)見直し時期設定の原則	①市単独補助金は、原則として通算3年以内で見直しを行う。 ②国や県の制度によるものは、補助終了をもって終了することを原則に見直す。 なお補助期間内であっても必要に応じ見直す。

[別紙 2]

○筑後市補助金等検討委員会設置規則

平成17年 7 月 21 日

規則第23号

改正 平成23年 3 月 31 日規則第15号

平成28年 3 月 29 日規則第27号

平成31年 2 月 5 日規則第 4 号

(設置)

第 1 条 筑後市が交付する補助金及び支出する負担金（以下「補助金等」という。）の見直しを行うため、筑後市補助金等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 補助金の交付制度に関する事。
- (2) 補助金の交付基準に関する事。
- (3) 負担金の負担基準に関する事。
- (4) 補助金交付申請の評価に関する事。
- (5) その他補助金等の適正化に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 市長は、委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。
- 4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会議は、提言及び議事の要旨を記録した文書を除き、非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第15号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日規則第27号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月5日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(昭和60年規則第17号)の一部を次のように改正する。
別表第1(第2条関係)中「筑後市補助金検討委員会委員」を「筑後市補助金等検討委員会委員」に改める。

○筑後市個別補助金審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、筑後市補助金等適正化に向けたガイドラインに基づいて行う個別補助金の見直しに係る審査について必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 審査は、市長が筑後市補助金等検討委員会設置規則第2条に基づき、筑後市補助金等検討委員会に諮問するものとする。

(審査の方法)

第3条 審査の方法は、別紙1の補助金審査調書及び担当課への質疑応答により行うものとする。

(審査項目)

第4条 前条の審査に係る審査項目は、次のとおりとする。

(1) 事業の公益性

- ① 事業活動の目的・視点・内容などが明記され、社会、経済情勢に合致しているか
- ② 地域や市民のニーズ又は課題を的確に捉えているか
- ③ 特定の者のみに利益をもたらすものでなく、広く市民に開かれているか

(2) 事業の効果性

- ① 効果を客観的に示すことができるか
- ② 補助の目的が明確で、事業内容はその目的を達成する手段として適当か
- ③ まちづくり等の先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか

(3) 団体等の適格性

- ① 団体等の会計処理及び用途が適正であるか、また、繰越金は補助金額の2分の1を超えていないか
- ② 事業活動の内容が団体等の目的と合致しているか
- ③ 経済的自立のための努力が図られているか
- ④ 補助事業者は公平に選定されているか
- ⑤ 市が事務局になっていないか

(4) 補助金の妥当性

- ① 補助対象事業、経費が明確で、補助金の充当費目は目的に沿っているか
- ② 運営費補助ではないか(ただし、新規団体等に対する場合は除く)
- ③ 補助事業に直接関係ない経費、不適切な経費は含まれていないか(交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等)
- ④ 補助率は2分の1以内か、また、超える場合にはその必要性が明確か
- ⑤ 零細な補助・負担ではないか(金額10万円未満)

(5) 交付期間

- ① 市単独補助金は、原則として3年以内で見直しを行うこと
- ② 国・県の制度によるものは、補助終了をもって終了することを原則に見直すこと
(審査の種類と判定基準)

第5条 前条の審査項目に対する審査の種類は、次のとおりとする。

(1) 絶対的合規制審査

- ① 「団体等の適格性」・「補助金の妥当性」・「交付期間」のうち重要な6項目の合規制を審査する。
- ② 審査は、それぞれの項目について、各委員が審査票により充足状況を評価する。
- ③ 全審査員が未充足と評価した項目が1項目以上ある場合は、委員長は廃止と判定する。

(2) 相対的合規制審査

- ① 「団体等の適格性」・「補助金の妥当性」・「交付期間」のうち重要な項目以外の6項目の合規制を審査する。
- ② 審査は、それぞれの項目について、各委員が審査票により充足状況を評価する。
- ③ 全審査員が未充足と評価した項目は、委員長は全て充足するように見直しと判定する。

(3) 経済性・効率性・有効性の視点に基づく「選択と集中」「費用対効果」審査

- ① 「事業の公益性」・「事業の効率性」の全項目と、「団体等の適格性」・「補助金の妥当性」・「交付期間」のうち重要な項目以外の項目の合計8項目について経済性・効率性・有効性を審査する。
- ② 審査は、それぞれの項目について、各委員が審査票により、次の5段階で評価し、

3 2点満点で採点を行う。

区分	評点
高く評価できる	4点
ある程度評価できる	3点
普通程度である	2点
あまり評価できない	1点
評価できない	0点

③ 委員長は、審査終了後、速やかに各委員の採点を集計し、平均評点により、次のとおり判定する。

平均評点	判定
1 6点未満	廃止
1 6点以上であるが、1点以下の審査項目を含む場合は当該項目の見直しが継続の条件	見直し
上記以外	継続

(審査結果の答申)

第6条 委員長は、審査結果として、前条の判定、平均評点及び事業ごとの意見を取りまとめ、書面により市長に答申するものとする。

(負担金)

第7条 負担金については、上記補助金を負担金とみなして取り扱うこととする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。